

様式第 1 号

手数料欄

病 院
診療所 開 設 許 可 申 請 書

年 月 日

広島県知事様

開設者 住 所
氏 名

次のとおり病 院
診療所を開設したいので、許可してください。

病 院 診療所の名称	
開 設 の 場 所	
診 療 科 目	

開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開 設 の 目 的	
維 持 の 方 法	

開設者が医師又は歯科医師の場合

区 分	名 称	所 在 地
現に他の病院又は 診療所を開設又は 管理している場合		
現に他の病院又は 診療所に勤務して いる場合		
この施設と同時に 他の病院又は診療 所を開設しようと する場合		

従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	看 護 補 助 者	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師 等	栄 養 士	給 食 関 係 職 員	事 務 職 員			計
																		人

敷地の面積

	平方メートル
--	--------

建物の構造概要及び用途

区 分	構 造 概 要	建 築 面 積	延 面 積	用 途
		m ²	m ²	

二階以上の階に病室を有する建物別の階段数及びその構造

建 物 別 の 名 称	通 常 階 段						病室のある最上階	避難階段
	用 途	幅	踊 場	けあげ	踏 面	手すり有 無		

診 察 室

診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合は、その部分	診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合は、その部分
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科			科		

処置室(診察室兼用のものを除く。)

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m ²		m ²

歯科治療室

室面積	採光面積	給水、火気の設備	治療椅子	備考
m ²	m ²		台	

歯科技工室

室面積	採光又は照明	給水・火気の設備	防火設備	その他の必要な設備
m ²				

検査室

名称	室面積	給水、火気の設備	防火設備
	m ²		

エックス線装置及びその使用室

設置予定のエックス線装置	製作者名	型式	エックス線高電圧装置の定格出力		用途の別
使用室	面積	室内の構造概要		操作室の面積	暗室の面積
	m ²			m ²	m ²

調剤所

面積	採光面積	外気解放面積	麻薬保管庫の有無	冷暗所の面積構造	給水か所	備付器具
m ²	m ²	m ²		m ²		

手術室

名称	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	窓
	m ²							
その他の施設								

消毒施設

室	面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
	m ²		

給食施設

調理場	面 積		m ²		冷 蔵 庫			
	床 の 構 造				特別調理室			
	採光通風の状況				食 品 倉 庫 又 置 場		主 食 類	m ²
	野 菜 消 毒 設 備						調 味 料 類	m ²
	手 洗 設 備						野 菜 類	m ²
専 用 便 所					更 衣 ・ 休 憩 所			
配膳室	名 称	面 積	食器消毒設備方法	食器洗じよう設備	食器格納設備	温食設備	備 考	
		m ²						

洗たく施設

室	面積	構造概要	洗たく設備	乾燥、補修設備その他
	m ²			

分べん室及び新生児入浴施設

分 べ ん 室	面 積	構 造 設 備	新 入 浴 施 設 児 児	面 積	構 造 概 要
	m ²			m ²	

機能訓練室

床 面 積	構 造 概 要	設 備 概 要
m ²		

食堂

床 面 積	構 造 概 要	そ の 他
m ²		

浴室

床 面 積	構 造 概 要	設 備 概 要
m ²		

病床数

精 神		感 染 症		結 核		療 養		一 般		計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

病室の構造概要

[illegible]

その他の施設

看 勤 護 務 師 室	室 名	面 積	応 接 室	m ²
		m ²	談 話 室	m ²
		m ²		
連 絡 施 設		m ²		
事 務 室		m ²		
医 局		m ²		
院 長 室		m ²		

看護師宿舎

収 容 人 員	宿 舎 の 位 置	構 造 概 要

敷地の条件

用 途 地 域 の 別	
防 火 地 域 の 別	

開設予定年月日

年 月 日

- 注 1 不用の文字及び不用の欄は、消すこと。
- 2 医療法施行規則第1条の14第1項ただし書の規定によつて記載を省略する場合は、従前の病院(診療所)のものと同様である旨を注記すること。
- 3 敷地の平面図、敷地周囲の見取図及び建物の平面図は、別紙とすること。
(建物の平面図は、各室の用途を示し、かつ、各病室の病床数及び病床種別を示す図面とすること。)
- 4 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例を別紙とすること。
- 5 「病室構造概要」の表においては、「病室用途」に精神、感染症、結核、療養、一般の別を記載すること。